

反トラスト法の目的

——法学者と経済学者の対立——[†]

太 田 耕 史 郎

(受付 2000年9月21日)

「反トラスト政策は1つの質問に対して確固とした解答を与えることができるまで合理的とはなされ得ない。その質問とは、何がその法律の要点であるか——何がその目的であるか、である。他のすべては我々が与えるその解答に追従する」(Bork [1978], p. 50)。

I. は じ め に

米国反トラスト法の解釈または執行(反トラスト政策)においては経済学者(所謂 Harvard 学派, Chicago 学派, post-Chicago 学派)の間の対立のみならず, 法学者と経済学者の間にも見解の対立が見られる。そして, 後者は反トラスト法のそもそもの目的を主要な争点とするが, 目的はそれを実現する手段(施策)を決定すると言う意味で, より大きな対立と言える。これに対する経済学者の立場は①法学者の主張する目的(と場合によっては特定の構造・行動の違法性)を前提として, それを達成する手段を検討する, ②法学者の主張する目的の是非を含めた, 望ましい目的と手段の組み合わせを検討する, に大別される。①はしばしば Harvard 学派に見られ, 両者の共業の必要性を説くものと解される。②は Chicago 学派に顕著な特徴で, 反トラスト政策を専ら経済学の領域と見做すため, 多くの法学者の批判を招いている¹⁾。

法学者(・Harvard 学派)と Chicago 学派のどちらの見解が優位であるかは最終的には価値判断の領域に属するものであろうが, 本稿は Robert Bork も指摘する目的設定の決定的な重要性に鑑み, それらを論拠, 経済的效果, そして実行可能性の観点から検討することを目

† 本稿の作成において, 筆者は実積寿也助教授(長崎大学)より丁寧なコメントを戴いた。記して, 感謝したい。ただし, 折角の実積助教授のコメントも十分には理解できていないかもしれない。

1) これら経済学者の立場は反トラスト法に限らず, 法一般に対して見られる。また, 昨今, 法を対象とした(応用ミクロ)経済分析は「法と経済学」と総称され, 活発に研究が進められているが, 法学体系と経済学体系のある種の統合を行うまでには至っていないようである(尤も, それが可能かどうかは筆者には不明である)。Cooter and Ulen [1997] は「法律家は法律のことを正義の実現手段としてのみ観念している[が,]法の経済分析は, この考え方を否定しようとするのではなく, むしろ補完しようとする……[つまり]経済的合理性の基準に基づいて法的権利を分配するという役割を担うものとしても法を観念することができる点を説明する[もの]」(邦訳, pp. 17-8)と紹介している。

的とする。この種のテーマには既に Fox and Sullivan [1987], Hammer [2000], Hovenkamp [1985] など（主に法学者による）多数の先行研究が存在するが、我々はそれらを簡潔に整理・再検討すると共に、この価値判断に絶対的価値の有無、グローバル競争の展開と言う2つの視点を補足することにする。

構成は以下の通りである。反トラスト法の目的に対立する解釈が存在するのは法の規定が必ずしも明確でないことを理由とするが、まず、これが立法者の過失でなく、当該法の対象からの自然な帰結であることを次節で説明する。反トラスト法の目的を見出す手法としては立法過程の精査と政策効果（機能）の分析が挙げられるが、第Ⅲ節と第Ⅳ節でこの2つのアプローチに沿った、そしてそれに対する法学者と経済学者の代表的な見解を紹介する（Appendix では heuristic な目的で、水平的合併を例に、両者の対立を経済学的フレームワークにおいて図解する）。最後に、第Ⅴ節で経済分析を支持する補足的視点について述べることにしたい。

なお、わが国独占禁止（独禁）法には目的規定があるが、やはりその内容が不明確であるため、またはそうでなくても法の解釈・執行に対する先の②の立場に意義を認めるならば、本稿の検討はわが国の産業政策の在り方にも同様の implication をもたらすものとなる²⁾。

II. 反トラスト法の規定（一般性）

米国反トラスト法は Sherman 法（1890）、Clayton 法（1914）と連邦取引委員会法（1914）の総称であるが、それらの目的が論争を呼ぶのはそもそも明確な目的規定がなく、また禁止事項の規定が曖昧なためである。Sherman 法では、第1条の「取引制限」（restraint of trade）、第2条の「独占化」（monopolization）が後者に該当し、また前者に関してその「立法史が自由市場競争システムの熱心（unrelieved）な追求が不都合な非経済的効果をもたらすかもしれないという可能性についての考察を反映していない」（Pitofsky [1979], p. 1060）ことが目的の特定を複雑にしている。連邦取引委員会法第5条の「不公正な競争方法」（unfair methods of competition）は「極端に一般的且つ漠然とした」（Kaysen and Turner [1959], 邦訳, p. 313）ものであり、Clayton 法は競争を減少させる価格差別（修正第2条；Robinson-Patman 法, 1936）、抱き合わせと排他的取引（第3条）、合併（修正第7条；Celler-Kefauver 法, 1950）等を禁止するが、ここでも「競争」（competition）の内容が問題となり、また「当該慣行それ自体を違法と宣言するのではなく、悪影響が生じる蓋然性を立証した場合に違法とする……ために、依然として、明確なものとは言えない」（同, p. 315）のである。

2) わが国独禁法については、根岸・舟田 [2000] に包括的な解説が見られる。

尤も、規定の曖昧さは反トラスト法のみに見られるものではない³⁾。Kaysen and Turner [1959]は (Sherman) 法が禁止事項を明確に定義しない理由として、「[[それ] を通じて脱法行為への抜け穴を作り出[し、] 立法目的の実現を無効にする」(同, p. 314) 危険を排除することを挙げているが⁴⁾、勿論、法が意図する目的を損なう行動や状態を潜在的なものも含めてすべて列挙することは困難なのである。そして、これは新たな戦略が次々と開発されるビジネスの分野でより顕著となる。それゆえ、議会は反トラスト法の規定を一般的なものに留め、具体的な内容は「行政機関による専門性と将来の経験〔および経済理論の進展〕に基づいてなされる弾力的な判断」に委ねるとしたことは適切であると評価されよう⁵⁾。

III. 反トラスト法の目的 (1)——立法過程の精査——

前節で述べたように、反トラスト法の曖昧さは反トラスト法の目的を長い間、論争の的として来た。同法の目的を見出す手法としては立法過程の精査と政策効果 (機能) の分析が挙げられる⁶⁾。本節と次節でこの2つのアプローチに対する法学者と経済学者の代表的な見解を紹介することにしよう。

a. 概 要

第1の手法は立法時の諸産業の状態と立法を主導した政治家の主張を精査するものである。例えば Sherman 法について、Bork ([1966], [1978], chs. 1, 2) を始めとする Chicago 学派は消費者厚生 (経済効率性) の最大化に唯一の目的を見い出している。しかし、この手法はよりしばしば Eleanor Fox, Robert Lande, Robert Pitofsky, Lawrence Sullivan などの法学者に採用されており、彼らは消費者厚生 of 最大化に加えて、不公正な富の移転からの消費者の保護、トラストと独占企業の社会的・政治的権力の抑制、零細企業の保護、など複数の目的を見い出している。とりわけ Chicago 学派と対立するものとして、Fox [1981] は

-
- 3) これに関して、Kaysen and Turner [1959] は「Sherman 法第2条は、他の多数の経済規制立法とせいぜい同程度にあいまいなだけで、おそらく、それらのほとんどのものよりも明確な輪郭を持っているとさえ言える」(邦訳, p. 320) と評価している。
 - 4) Kaysen and Turner [1959], ch. VII に法の一般性 (適応性) と具体性 (正確性) の長所・短所に関する詳しい説明が見られる。
 - 5) Hammer [2000] は執行 (行政) 機関ではなく「裁判所が反トラストの教義を具体化し、その範囲と方向付けを管理する主要な責任を持つ」(p. 906) と述べている。しかし、裁判所が経済理論を理解する能力は大幅に限定されており、複雑な経済理論は理解と適用が容易な形でのみ適用が可能となるようである。詳しくは、Bork [1978], pp. 125-6, Fisher and Lande [1983], Part V, 太田 [2000b] を参照のこと。
 - 6) この他、松下 [1982] は「米反トラスト法の政治思想的源流は、Thomas Jefferson, Alexander Hamilton, James Madison 等、米国歴史の初期の「建国の父祖」の政治思想に……, ……法制史的源流は、英国のコモン・ローに求めることができる」(p. 4; 人名は欧文表記に修正) と述べている。

「Sherman 法の立法過程はその制定法を誕生させた多くの関心——恐らく、巨大トラストの認知された権力に対する不信が最も強い——を照らす」(p. 1147) と述べ、次いで Sherman 上院議員の「それらすべての中で、境遇と富の不平等、そして 1 世代の内に資本の集中から広範な結合に発展した機会 (opportunity) ほど脅威となるものはない」、「〔優れた生産手法により価格を低下させるような〕結合であっても「費用の節約は生産者のポケットに入る」ために正当化されないであろう」(同上) という言葉を引用している。また、Lande [1982] は主目的を不公正な富の移転からの消費者の保護に見い出すが、さらに当時の経済理論の状況から「配分の効率性の概念は精々、先導的な経済理論家による発見の間際」(p. 88) にあり、立法者の意図がそこにはなかったとの解釈を提示している⁷⁾。Clayton 法と連邦取引委員会法については、それらは通常、Sherman 法を補足するものと位置付けられ、目的もそれが何であれ Sherman 法に準じると解釈されている。

b. 批 判

この手法の下で研究者は様々な引用を行っているが、それには「特定の記述が孤立した、些細な見解を代表するのか、それとも稀にしか言及されないが、動機付けの重要な要因を表すのかを判断するのはしばしば困難である」(Lande [1982], p. 81) という問題がある。また、「大半の立法はメンバーの利害が大きく異なる集団により可決されるので、あらゆる立法者の見解の完全な調停はしばしば不可能」(同, f.n. 66) であり、メンバー間の票の貸し借り (ログ・ローリング (log-rolling)) は事態をより複雑にする。これについて、Faulkner [1960] は「〔Sherman 法〕の制定は、少なからぬ程度で、同時に McKinley 関税法の制定を確保するために自分たちの票を売ろうとした保守的な共和党の上院議員の意思によるものであった」(邦訳, p. 571) と述べている。さらに、第 II 節で述べた反トラスト法の性格と関連して、村上 [1999] は「反トラスト法は変化していくことが予想されていたのであって、当初の連邦議会の意図によって現在の、さらに将来にわたる反トラスト法運用が拘束されると考えるべきではない」(p. 7) ことを挙げている⁸⁾。尤も、この点は法や法の運用に前節で述べた経験や

7) この手法において、Bork らの形勢は不利のようである。Hammer [2000] は「法令の総厚生基準を支持する根拠は反トラスト研究者によりほとんど例外なく否認されている」(f.n. 150) と述べている。

8) Hammer [2000] は議会と裁判所の役割分担 (「議会はいつでも〔裁判所の判断に〕介入〔する、つまり〕特定の規則を変更し、適用除外領域を構築する、あるいは新たな基準を課す権限を維持する」(p. 906)) の観点から、反トラスト法のその時々々の目的は裁判所の一連の判決に見い出し得るとの見解を示している。ただし、脚注 4 で触れた能力を考慮に入れると、この見解には裁判所の役割を些か過大評価しているとの印象も受ける。村上 [1999] は執行機関が作成する「ガイドラインの重点は裁判所に対してあるべき違法性基準や考え方を示して、その内容を受け入れるように説得するところに置かれる」(p. 33) と述べ、また Williamson [1982] は「このようなアプローチは執行機関に対する過度の裁量と見做されるかもしれない〔が、〕費用の掛からない選択は存在しない」として一定の評価を与えている。兎も角、本稿では裁判所の判決を精査することは控える。

経済理論の進展を反映させる便益とその安定性を保持する便益の多寡に依存するものであろう。

IV. 反トラスト法の目的 (2)——政策効果 (機能) の分析——

a. 概 要

第2の手法は政策の効果 (機能) を分析するもので、(産業) 経済学者は専らこちらに従事している。産業経済学には幾つかの学派が登場するが、以下では法学者との対立が顕著である Chicago 学派の見解を取り上げることにしよう⁹⁾。

この学派を代表する Bork ([1978]) は消費者厚生を目的に据えるが、この理由として①消費者厚生 (の変化) が独占力を除外する利得と事業効率性を低下させる損失の多寡を示す指標となること、②その他の価値の間には同様の指標が存在しないことを挙げ、また「伝統的な価格理論以外に企業行動が消費者厚生に及ぼす効果についての手引きとして利用し得る知識はない」(p. 117) と述べている。尤も、Bork の言う消費者厚生には注意が要する。と言うのは、価格と供給曲線の差は一般に生産者余剰として捉えられるが、彼は「[生産] 費用の削減は節約された資源が……経済の他部門で生産に充てられることを意味する」(Bork [1978], p. 108) と述べるため、完全競争を想定すれば、それは他部門で発生する消費者余剰を近似することになるのである。つまり、そこでの消費者厚生は生産者余剰を含む概念なのである。また、経済効率性を唯一の政策目的とする主張の背後には、仮に他の目的が確認され得たとしても、それらは他の手段を通じてより良く実現されるとの認識も指摘され得る。例えば、所得移転については、経済学者に代替的な課税・補助金政策の方が優位であるとの共通認識がある¹⁰⁾。そして、Aaron Director 以降、Chicago 学派の経済学者は共謀 (collusion) や価格差別 (price discrimination)、抱き合わせ販売 (tie-in sale)、条件付契約 (requirement contract) など、従来は反競争的であると見做された企業行動に効率的側面を見出すことに

9) Chicago 学派を代表する経済学者 (経済学を分析手法とする法学者も含む) として、前出の Bork の他に、Yale Brozen, Harold Demsetz, Kenneth Elzinga, John McGee, Richard Posner, George Stigler などが挙げられる。他方で、1960, 70年代に反トラスト政策を主導した、Joe Bain を中心とする Harvard 学派の見解は市場集中と市場支配力 (利潤率) の間の正の関係を示す所謂市場集中原理 (market concentration doctrine) に要約されるが、これは「寡占的市場の集中を排除する、そしてある程度は零細企業を大企業から保護することに強い関心を置く反トラスト政策を作り出す」(Hovenkamp [1985], p. 219) のに貢献した。Harvard 学派と Chicago 学派の論争については、村上 [1999] に詳しい解説が見られる。Sullivan [1975], 太田 [2000a] も参照のこと。

10) 詳しくは、所有権法の文脈における Cooter and Ulen [1997], ch. 3 の解説を参照のこと。また、「貧困の問題はよりしばしば貧困者の低い教育・技能水準 [など] に帰される [ので、] 反トラスト法の執行を通じた平等主義的な所得分配の追求は限定された成果しか実現しないであろう」(Elzinga [1977], pp. 1195-6) との指摘もある。

多大の成果を上げているのである。

b. 批判¹¹⁾

経済分析に対する最も辛辣な批判は Sullivan [1975] によるものであろう¹²⁾。Sullivan の批判は部分均衡分析と次善 (second best) の問題に向けられ、「最適配分のすべての条件が 1 つを除いて同時に達成されていなければ、経済理論はどのように資源配分を改善するかについて我々に何も告げない [が、] 現実世界はこれら理論的仮定を決して満たさないので、現実世界の配分を改善するための指針をまったく与えない」(p. 1220) と糾弾するのである。他方で、Harris and Jorde [1984] は「[公平 (equity) や公正 (fairness)] の実現は配分効率性目的の実現より他の市場の結果に依存しない」(p. 13) ことを指摘している。より根本において、経済主体の仮定される行動様式——企業は利潤を、消費者は効用を最大化する——が hyperrational であるとの批判もある。さらに、経済効率性の内容に関する対立もある。Chicago 学派は生産効率性 (production efficiency) と配分効率性 (allocation efficiency) を重視するが、Brodley [1987] は①イノベーション効率性 (innovation efficiency) は過去の経済成長の主要な要因であるが、②独 (寡) 占による配分非効率性は僅かに過ぎない、という理由で前者を最優先すべきとするのである¹³⁾。情報収集など実践上の困難も含めて、Pitofsky [1979] は例えば合併がどの程度、共謀の可能性を増大するかについてはそもそも適用可能な明確な結論を提示しないので、非経済的な目的の導入が分析の確実性を損ねることはないとし、Hovenkamp [1985] は効率的な解が不明確な場合、「常に幾分明確な所得分配の、または政治的な関心がよりずっと重視されるであろう」(p. 224) と述べた後で、Chicago 学派以降の経済学 (“post-Chicago” 経済学) がより結論の一般性を欠くことを指摘している¹⁴⁾。

これらの批判に対する多少ぞんざいな態度は経済学が未完成・不完全であるのは医学と同様であり、それゆえ「医学の意義を認めないのが愚かなのと同じように、経済学を無視する

11) 経済学者の中にも既存の (新古典派) 経済学を批判する者は多数存在する。例えば、Buchanan [1964]、塩沢 [1983] を参照のこと。なお、これらは太田 [1998] で紹介されている。

12) 尤も、Sullivan [1975] は経済分析を完全に否定するものではない。Sullivan は「経済分析は競争を抑制する行動や競争が活発化しないであろう市場構造を明確にする……手助けとなり得る」(p. 1222) と述べ、その機能に一定の評価を与えている。Brodley [1987] の見解とも関連するが、そもそも Sullivan は配分効率性を反トラスト法の主目的とは認めていない。これについては、Fox and Sullivan [1987] も参照のこと。

13) それゆえ、Brodley は現実の反トラスト法の執行がイノベーション効率性と密接に関連する (と彼が考える) 排他的行動よりも短期的な配分効率性に関連したカルテルと共謀に向けられることを批判している。なお、市場構造との関係では既存の研究は明確な結論に到達していないが、これについては太田 [2000a] を参照のこと。

14) “post-Chicago” 経済学は *Antitrust Law Journal*, Vol. 63, Issue 2 で特集されている。

のも愚かなこと」(Posner [1975], 邦訳, p. 64) と見做すものである。しかし, 学問の不完全性が高ければ, それに対する依存度が減少するのは自然であり, 以下では経済学者のより理論的な反論を解説することにしよう¹⁵⁾。まず, 次善の問題については, Sullivan の批判の10年前に William Baumol ([1965]) が「経済内には恐らく無視され得るほど弱い相互関係が非常に多く存在する〔ので,〕経済を推測されるよりも効果的に分割することが可能かもしれない」(p. 144) と述べ, 反トラスト訴訟における現実的な対応の可能性を暗示している。第2に, 合理性については, Oliver Williamson が限定合理性 (bounded rationality) を前提とした組織に対する取引費用 (transaction cost) アプローチを開拓し¹⁶⁾, Williamson [1979] では消費者の限定合理性から垂直的取引制限 (vertical restraint) を擁護している。また, 「費用削減をもたらす組織変更は, 相殺的な価格の歪みを伴わなければ, 必ず社会的利得を生じる」(p. 988) と述べ, 価格の歪みに焦点を当てたSullivanの批判の限界も指摘している。第3に, 適用性については, 経済理論の適用を容易にする合法性テスト (legal test (s)) の研究が Areeda and Turner [1975] を嚆矢として展開されている事実を指摘しておこう¹⁷⁾。最後に, イノベーション効率性については, Brodley 自身もその予測が極めて困難なことを認めており, 加えて Bork [1978] は「我々は「適切な」進歩の割合について無知であり, そのため反トラスト分析においてその事に何らウェイトを与えないのが最も賢明であるかもしれない」(p. 132) と述べている。

V. 補足的視点

反トラスト法の目的についての法学者と (Chicago 学派の) 経済学者の見解は対立しており, 両者を整合させることも極めて困難と言える。筆者は経済学つまり効率性の考察に立脚した反トラスト政策を支持するが, それでも経済学者が分析手法に関する法学者の批判に十分な解答を与えているとは主張できない。例えば, 次善の問題について, 経済学者は実践における市場の適切な確定を解答としているが, その手段として「交差価格弾力性を用いると, 市場の範囲は大幅に広がるかもしれないし, そもそも独占力に基づく高い価格設定は他財と

-
- 15) しばしば経済学者が依拠する Friedman [1953] の方法論は「理論は……“説明”しようとする現象のあつまりにたいしてどの程度それが予測能力をもつかにしたがって判断されるべき〔であり,〕仮説の妥当性に関する唯一の適切なテストは, その予測を経験と比較することである」(邦訳, pp. 8-9) というものである。「ただし, Friedman も認めるように, 経済学では統御された実験ができないので, 理論 (命題) の検証が決して容易でないことも事実である」(太田 [1998], p.18)。
- 16) 詳しくは, Williamson [1993] を参照のこと。なお, Williamson はそこで取引費用アプローチが垂直的統合・取引制限の他に, 労働組合, 企業管理, ファイナンス, コングロマリット型組織, 規制, 技術移転などの広範な現象に適用可能であると述べている。
- 17) これについては, 太田 [2000b] を参照のこと。

の高い交差弾力性を帰結する」(太田 [2000a], p. 69) ので、それは目的を必ずしも適えられないのである。それゆえ、最後に筆者の見解を基礎付ける 2 つの補足的視点を紹介することにしたい。

第 1 点は絶対的価値の有無に関するものである。しばしば Hitler の台頭は当時のドイツのカルテルに原因があり、そうした事態を繰り返さないために経済力の集中の阻止が緊要であるとの見解が表明されて来た。しかし、Miller, Benjamin and North [1993] が医療、中絶など生命・倫理と係わるサービスの需要曲線さえ右下がりであることを示すように、国民は一般にそれが何であれ(筆者は反トラスト政策における効率性基準と全体主義の間に明確な因果関係があるとは考えないが)、ある目的に絶対的な価値を置き、その実現のために進んで莫大な費用を負担しようとはしないのではないか。

第 2 点はグローバル競争の展開に関するもので、Pitofsky [1992] はこれを踏まえ、水平的合併に関して市場支配力と効率性との間の「伝統的なトレードオフは効率的な調整を促進するよう正当に修正され得る」(p. 206) と述べるが、もしそれをせずに他国に比して厳格な反トラスト政策を採用すると、国内企業は外国企業との競争において費用面で不利な状況に立たされる。勿論、グローバル競争がそうした費用を発生させるのではなく、単にそれを顕在化させるのであり、またそれを通じて国民の反トラスト政策に対する評価を少しは容易にすると期待される。そうであれば、後はそれを判決に反映させる司法制度の問題となる。

Appendix : 経済学的フレームワークの図解

ここでは heuristic な目的で、水平的合併 (horizontal merger) を例に^{A1)}、反トラスト法に係わる特定行動の是非を巡る法学者と経済学者の見解を経済学的フレームワークにおいて図解してみよう。

さて、水平的合併についての経済学的分析は図 A の Williamson モデルに要約される。つまり、費用条件が同じで、競争価格を実現している複占企業が存在するとして、もし両社が合併すると、一方で生産の効率化により費用が低下し^{A2)}、他方で独占価格の設定により価格が上昇するかもしれない。経済学者の視点は効率性つまり社会的総余剰にあるので、合併により生産費用が AC_1 から AC_2 に、価格が P_1 から P_2 に、そして取引量が Q_1 から Q_2 にそれぞれ変化すると、この合併は

A1) 同様の議論は垂直的合併 (vertical merger) または垂直的取引制限にも適用できる。これについては、Krattenmaker, Lande and Salop [1987], Figure 2 を参照のこと。

A2) 合併が効率性に及ぼす効果については、Fisher and Lande [1983] に詳しい検討が見られる。

$\square A_2$ (費用削減) $\geq \triangle A_1$ (死重損失 (deadweight loss)),

あるいは需要の価格弾力性 η を用いると

$$\frac{\Delta(AC)}{AC_1} - \frac{1}{2} \eta \frac{Q_1}{Q_2} \left(\frac{\Delta P}{P_1} \right)^2 \geq 0$$

が満たされる場合に容認されることになる。また、合併以前に価格が競争水準を超えており、その程度が $k = P_1 / AC_1$ で示されるとすると、この条件式は

$$\frac{\Delta(AC)}{AC_1} - \left[\frac{1}{2} k \left(\frac{\Delta P}{P_1} \right) + (k-1) \right] \eta \frac{\Delta P}{P_1} \frac{Q_1}{Q_2} \geq 0$$

となる。それゆえ、他を一定とすれば、 ΔAC 、 η 、 k が大きいほど、 ΔP が小さいほど、合併が容認されることになる。ただし、これらの数値の計測または予測における僅かな違いが異なる結論を帰結する可能性もある^{A3)}。

これに対して、法学者が主張するように反トラスト法の主目的が不公正な富の移転からの消費者の保護であれば、消費者から合併企業に $\square P_2 J K P_1$ の所得移転が生じると言う絶対的な意味においても、その規模が一般に $\square A_2$ の費用削減より大きいと言う相対的な意味においても^{A4)}、この合併は否認されることになろう。また、その主目的が独占企業の権力の抑制であれば、この経済学的フレームワークにおける分析は無用となろう。

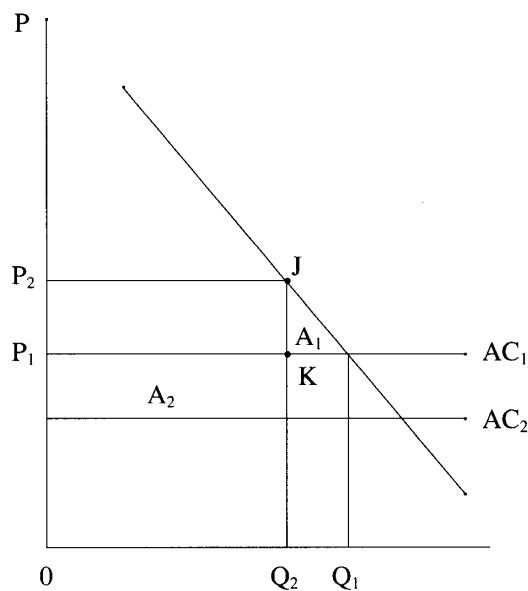


図 A

A3) この理由で、Chicago 学派は費用削減や死重損失の計測を要請しない。代わりに、その結果を近似させる合法性テスト (legal test (s)), またはより一般には訴訟と誤審の多大な費用を鑑みた「当然合法」(per se legality) 原則の適用を主張している。詳しくは、太田 [2000b] を参照のこと。

A4) 詳しくは、Fisher and Lande [1983], Table VI-4 を参照のこと。

参 考 文 献

- Areeda, P. and D. F. Turner [1975] "Predatory Pricing and Related Practices under Section 2 of the Sherman Act," *Harvard Law Review*, Vol. 88, No. 4.
- Baumol, W. J. [1965] "Informed Judgment, Rigorous Theory and Public Policy," *Southern Economic Journal*, Vol. 32, No. 2.
- Bork, R. H. [1966] "Legislative Intent and the Policy of the Sherman Act," *Journal of Law and Economics*, Vol. 9.
- Bork, R. H. [1978] *The Antitrust Paradox: A Policy at War with Itself*, Basic Books.
- Brodley, J. F. [1987] "The Economic Goals of Antitrust: Efficiency, Consumer Welfare, and Technological Progress," *New York University Law Review*, Vol. 62, No. 5.
- Buchanan, J. M. [1964] "That Should Economists Do?," *Southern Economic Journal*, Vol. 30, reprinted in his *Economics: between Predictive Science and Moral Philosophy*, Texas A & M University Press, 1987 (田中清和訳『経済学の考え方——ブキャナン経済学のエッセンス——』多賀出版, 1991).
- Cooter, R. D. and T. S. Ulen [1997] *Law and Economics*, 2nd ed., Addison-Wesley Educational Publishers (太田勝造訳『法と経済学 (新版)』商事法務研究会, 1999).
- Elzinga, K. G. [1977] "The Goals of Antitrust: Other Than Competition and Efficiency, What Else Counts?," *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 125, No. 6.
- Faulkner, H. U. [1960] *American Economic History*, 8th ed., Harper & Row, Publishers (小原敬士訳『アメリカ経済史 (上)(下)』至誠堂, 1968-9).
- Fisher, A. A. and R. H. Lande [1983] "Efficiency Considerations in Merger Enforcement," *California Law Review*, Vol. 71, No. 6.
- Fox, E. M. [1981] "The Modernization of Antitrust: A New Equilibrium," *Cornell Law Review*, Vol. 66, No. 6.
- Fox, E. M. and L. A. Sullivan [1987] "Antitrust—Retrospective and Prospective: Where Are We Coming from? Where Are We Going?," *New York University Law Review*, Vol. 62, No. 5.
- Friedman, M. [1953] *Essays in Positive Economics*, University of Chicago Press (佐藤隆三・長谷川啓之訳『実証的経済学の方法と展開』富士書房, 1977).
- Hammer, P. J. [2000] "Antitrust beyond Competition: Market Failures, Total Welfare, and the Challenge of Intramarket Second-Best Tradeoffs," *Michigan Law Review*, Vol. 98, No. 4.
- Harris, R. G. and T. M. Jorde [1984] "Antitrust Market Definition: An Integrated Approach," *California Law Review*, Vol. 72, No. 1.
- Hovenkamp, H. [1985] "Antitrust Policy after Chicago," *Michigan Law Review*, Vol. 84, No. 2.
- Kaysen, C. and D. F. Turner [1959] *Antitrust Policy: An Economic and Legal Analysis*, Harvard University Press (根岸哲・橋本介三訳『反トラスト政策——経済的および法的分析——』神戸大学経済経営研究所, 1988).
- Krattenmaker, T. G., R. H. Lande and S. C. Salop [1987] "Monopoly Power and Market Power in Antitrust Law," *Georgetown Law Journal*, Vol. 76, No. 2.
- Lande, R. H. [1982] "Wealth Transfers as the Oriental and Primary Concern of Antitrust: The Efficiency Interpretation Challenged," *Hastings Law Journal*, Vol. 34, No. 1.
- 松下満雄 [1982] 『アメリカ独占禁止法』東京大学出版会。
- Miller, R. L., D. K. Benjamin and D. C. North [1993] *The Economics of Public Issues*, 9th ed., Harper Collins Publishers (赤羽隆夫訳『経済学で現代社会を読む』日本経済新聞社, 1995).
- 村上政博 [1999] 『アメリカ独占禁止法』弘文堂。
- 根岸 哲・舟田正之 [2000] 『独占禁止法概説』有斐閣。
- 太田耕史郎 [1998] 「経済学——Smith, Robbins と Buchanan の枠組み——」『経済科学研究』第1巻, 第1・2合併号。
- 太田耕史郎 [2000a] 「反トラスト政策と産業経済学」『経済科学研究』第3巻, 第2号。

反トラスト法の目的

- 太田耕史郎 [2000b] 「反トラスト政策の実践——理論と現実の調和——」『経済科学研究』第4巻, 第1号.
- Pitofsky, R. [1979] “The Political Content of Antitrust,” *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 127, No.4.
- Pitofsky, R. [1992] “Proposals for Revised United States Merger Enforcement in a Global Economy,” *Georgetown Law Journal*, Vol. 81, No. 2.
- Posner, R. A. [1975] “The Economic Approach to Law,” *Texas Law Review*, Vol. 53, No. 4 (季刊現代経済編集室訳「法の経済分析」季刊現代経済, No. 24, 1976).
- Posner, R. A. [1976] *Antitrust Law: An Economic Perspective*, University of Chicago Press.
- 塩沢由典 [1983] 『近代経済学の反省』日本経済新聞社.
- Sullivan, L. A. [1975] “Book Review,” *Columbia Law Review*, Vol. 75, No. 6.
- Williamson, O. E. [1968] “Economies as an Antitrust Defense: The Welfare Trade-Offs,” *American Economic Review*, Vol. 58, No. 1, reprinted in Williamson [1987].
- Williamson, O. E. [1977] “Economies as an Antitrust Defense Revisited,” *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 125, No. 4.
- Williamson, O. E. [1979] “Assessing Vertical Market Restrictions: Antitrust Ramifications of the Transaction Cost Approach,” *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 127, No. 4, reprinted in Williamson [1987].
- Williamson, O. E. [1982] “Antitrust Enforcement: Where It Has Been; Where It Is Going,” in J. Craven ed., *Industrial Organization, Antitrust, and Public Policy*, Kluwer-Nijhoff Publishing, reprinted in his *The Economic Institutions of Capitalism*, Free Press, 1985.
- Williamson, O. E. [1987] *Antitrust Economics: Mergers, Contracting, and Strategic Behavior*, Basil Blackwell.
- Williamson, O. E. [1993] “Transaction Economics and Organization Theory,” *Industrial and Corporate Change*, Vol. 2, No. 2.